

四日市市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第26号

四日市市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

四日市市自転車等放置防止条例（昭和61年四日市市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(7) 利用者等 利用者又は所有者をいう。</u></p> <p>(自転車等<u>の利用者等</u>の責務)</p> <p>第4条 自転車等の<u>利用者等</u>は、自転車等を放置することのないように努めなければならない。</p> <p>2 自転車の<u>利用者等</u>は、その<u>利用し、又は所有する自転車に都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録</u>（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。</p> <p>3 自転車等の<u>利用者等</u>は、市長の実施する施策に積極的に協力しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(自転車等<u>利用者</u>の責務)</p> <p>第4条 自転車等の<u>利用者</u>は、自転車等を放置することのないように努めなければならない。</p> <p>2 自転車の<u>利用者</u>は、その<u>利用する自転車の見やすいところに住所及び氏名を明記するとともに、防犯登録を受けなければならない。</u></p> <p>3 自転車等の<u>利用者</u>は、市長の実施する施策に積極的に協力しなければならない。</p>

(自転車小売業者の責務)

第8条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、自転車の利用者等に対し、防犯登録の勧奨に努めなければならない。

(自転車等放置禁止区域)

第9条 (略)

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとする場合において必要があると認めるときは、関係機関及び関係団体の意見を聴くものとする。

3及び4 (略)

(自転車等の放置禁止)

第10条 自転車等の利用者等は、禁止区域内に自転車等を放置してはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(禁止区域に放置されている自転車等の措置)

第11条 市長は、禁止区域に自転車等を放置しようとしている自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう命ずることができる。

2 市長は、禁止区域に自転車等が放置されている場合において、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自

(自転車小売業者の責務)

第8条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、自転車利用者の住所及び氏名の明記並びに防犯登録の勧奨に努めなければならない。

(自転車等放置禁止区域)

第9条 (略)

2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ四日市市自転車等駐車対策協議会の意見を聴くものとする。

3及び4 (略)

(自転車等の放置禁止)

第10条 自転車等の利用者は、禁止区域内に自転車等を放置してはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(禁止区域に放置されている自転車等の措置)

第11条 市長は、禁止区域に自転車等を放置しようとしている自転車等の利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう命ずることができる。

2 市長は、禁止区域に自転車等が放置されている場合において、当該自転車等の利用者に対し、当該自転車等を自

自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう命じ、又は直ちに当該自転車等を撤去することができる。

(禁止区域外に放置されている自転車等の措置)

第12条 市長は、禁止区域外の公共の場所に自転車等が放置されている場合において、その良好な環境が著しく阻害されていると認めるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するように指導し、又は規則で定める期間経過後に当該自転車等を撤去することができる。

(禁止区域及び禁止区域外において撤去した自転車等の措置)

第13条 (略)

2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、保管場所、保管期間その他規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等を利用者等に返還するため必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該自転車等が明らかにその機能を喪失していると認めるときは、この限りではない。

3から6まで (略)

(自転車等駐車場に放置されている自転車等の措置)

第14条 市長は、市が設置した自転車

転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう命じ、又は直ちに当該自転車等を撤去することができる。

(禁止区域外に放置されている自転車等の措置)

第12条 市長は、禁止区域外の公共の場所に自転車等が放置されている場合において、その良好な環境が著しく阻害されていると認めるときは、当該自転車等の利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するように指導し、又は規則で定める期間経過後に当該自転車等を撤去することができる。

(禁止区域及び禁止区域外において撤去した自転車等の措置)

第13条 (略)

2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、保管場所、保管期間その他規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等を利用者~~等~~に返還するため必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該自転車等が明らかにその機能を喪失していると認めるときは、この限りではない。

3から6まで (略)

(自転車等駐車場に放置されている自転車等の措置)

第14条 市長は、市が設置した自転車

等駐車場に自転車等が放置され、自転車等駐車場の管理に支障があると認めるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を移動するように指導することができる。

2 (略)

3 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、保管場所、保管期間その他規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等を利用者等に返還するため必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該自転車等が明らかにその機能を喪失していると認めるときは、この限りではない。

4 (略)

(手数料の徴収)

第15条 市長は、第11条第2項、第12条又は前条第2項の規定により自転車等を撤去したときは、撤去及び保管に要した費用として当該自転車等の利用者等から、次の各号に掲げる自転車等の区分に応じ、当該各号に定める返還手数料を徴収することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを免除することができる。

(1) 自転車 1,500円

(2) 原動機付自転車 2,000円

等駐車場に自転車等が放置され、自転車等駐車場の管理に支障があると認めるときは、当該自転車等の利用者に対し、当該自転車等を移動するように指導することができる。

2 (略)

3 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、保管場所、保管期間その他規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等を利用者~~等~~に返還するため必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該自転車等が明らかにその機能を喪失していると認めるときは、この限りではない。

4 (略)

(費用の徴収)

第15条 市長は、第11条第2項、第12条又は前条第2項の規定により自転車等を撤去したときは、撤去及び保管に要した費用として当該自転車等の利用者から規則で定める額を徴収することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを~~免除~~することができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(都市整備部道路管理課)